

報告事項ク

県立美術館の移管に伴う条例案に対する意見について

県立美術館の知事部局への移管に伴う条例案に対する意見について、教育長の臨時代理により決定し、別紙のとおり回答しましたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第2項の規定により報告します。

令和6年3月16日

鳥取県教育委員会教育長 足羽 英樹

第202300297195号

令和6年3月4日

鳥取県議会議長 様

鳥取県教育委員会教育長

(公印省略)

条例案に対する意見について (回答)

令和6年2月21日付鳥取県議第368号で照会のあったこのことについては、下記のとおりです。

記

議案第67号鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例については、異議ありません。

なお、今回の条例改正により、県立美術館は知事部局に移管されますが、アートラーニング機能や対話型鑑賞など学校教育及び社会教育との連携が不可欠な分野もあることから、今後とも知事部局と教育委員会がより一層連携し、取組を進めてまいりたいと考えます。

鳥 県 議 第 3 6 8 号
令 和 6 年 2 月 2 1 日

鳥 取 県 教 育 委 員 会 教 育 長 様

鳥 取 県 議 会 議 長
(公 印 省 略)

条 例 案 対 する 意 見 に つ い て (照 会)

知 事 か ら 提 出 さ れ た 次 の 条 例 案 に つ い て 、 地 方 教 育 行 政 の 組 織 及 び 運 営 に 関 する 法 律 第 2 3 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 貴 委 員 会 の 意 見 を 求 め ま す 。

記

議 案 第 6 7 号 鳥 取 県 行 政 組 織 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

(担 当) 議 事 ・ 法 務 政 策 課 議 事 担 当 吉 村
電 話 0 8 5 7 - 2 6 - 7 4 6 2
フ ァ ク シ ム 0 8 5 7 - 2 6 - 7 4 6 1